

議第 126 号

下呂市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の
一部を改正する条例について

上記の条例を別紙のとおり定めることについて、議会の議決を求める。

令和 7 年 11 月 28 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

下呂市消防団の団員数の減少に伴い、当該条例を改正するもの。

下呂市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

下呂市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（平成16年下呂市条例第149号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（種類及び定員） 第2条 団員の定数は<u>1,130人</u>とし、種類は次のとおりとする。 （1） 基本団員 次号の災害支援団員以外の消防団員で定数は<u>1,060人</u>とする。 （2） （略） 2・3 （略）	（種類及び定員） 第2条 <u>消防組織法第19条第2項の規定に基づく</u>団員の定数は<u>1,230人</u>とし、種類は次のとおりとする。 （1） 基本団員 次号の災害支援団員以外の消防団員で定数は<u>1,160人</u>とする。 （2） （略） 2・3 （略）

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

【参考資料】

下呂市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

下呂市消防団の団員数の減少に伴い、当該条例を改正するものです。

2. 概要

(1) 消防団員の定数を1,230人から1,130人に改めます。

(第2条第1項関係)

(2) 基本団員の定数を、1,160人から1,060人に改めます。

(第2条第1項関係)

(3) この条例は、令和8年4月1日から施行します。

(附則関係)